

次期福津市教育総合計画(仮称) 策定に向けた施策の体系及び国の計画・指針・法等について

重点目標	基本方針	第四期教育振興基本計画	次期指導要領 「論点整理」	子ども大綱 子供の権利条約 その他の指針	施策項目
1 ふるさとを愛し、大切に する学びの推進	1) 家庭・学校(園)・地域の連携強化	家庭や地域を子供の可能性を引き出す協働者として位置づける 学校を核とした地域づくり 地域とともにある学校づくり コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 多様な他者と協働する力の育成 当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができること 児童生徒主体の学校生活改善やルール形成	子ども・若者の意見表明 多様な居場所づくり 子どもの社会参画 地域全体で子どもを支える環境づくり 第12条：意見表明権 第13条：表現の自由 第15条：集会・結社の自由 第29条：人格・才能・精神的能力を最大限に伸ばす教育	①家庭教育の推進 ②CSと地域学校協働活動の一体的推進 ③ふるさと教育の推進と地域の居場所づくり ④キャリア教育の推進 ⑤環境教育の推進 ⑥中学校部活動地域地域展開の推進
	2) 教育環境の整備	誰一人取り残されない学びの保障 教育DXの推進 安全・安心で質の高い教育環境整備 幼保小接続・小中連携の強化	デジタル学習基盤を前提とした学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程	安全・安心な育ちの環境整備 子どもの学び・育ちを切れ目なく支えること	①保幼小の接続と小中一貫教育の推進 ②安心・安全な教育環境づくり ③「第2期GIGAスクール構想」・「教育DX」の推進
	3) 就学前保育・教育の推進	幼児教育の質の向上 幼保小接続の充実 家庭・地域と連携した乳幼児期支援	遊びを通じた学び 非認知能力 幼保小接続 発達段階を踏まえた連続的支援 (文部科学省の幼児教育に関する検討)	乳幼児期からの切れ目ない支援 子育て支援 発達支援 保護者支援 第6条：生存・発達の権利 第18条：保護者への支援 第23条：障害のある子どもの権利 第28条：教育を受ける権利	①0～2歳期の発達支援の推進 ②3歳から就学までの幼児教育・発達支援の推進 ③保幼小連携の推進
2 探究し、未来を切り拓く 学びの推進	1) 意欲的に学ぶ子の育成	持続可能な社会の創り手の育成 主体的に社会に参画する力 探究・STEAM教育 ウェルビーイングの向上	複雑な課題を解決する力 現実の事象をモデル化し解決策を選択する力 個人探究・グループ探究	第28条：教育への権利 第29条：能力・人格を最大限に発達させる教育	①指導計画の作成・推進 ②探究的な学習の推進 ③学級集団アセスメントによる個別の支援・学級づくりの推進
	2) 豊かな心の育成	他者との対話や協働 メタ認知 多様性を尊重する態度 共生社会 ウェルビーイング	多様な他者とともに生きる力 対話と合意形成 心理的安全性の確保 主体的で持続可能な社会の創り手の育成	子どもの権利保障 意見表明権 自己肯定感・自己有用感 居場所づくり 第12条：意見表明権 第19条：暴力からの保護 第28条：尊厳を保障する学校教育 第29条：人格・人権・平和・多様性尊重を育む教育	①道徳教育・人権教育の推進 ②「発達支持的生徒指導」の推進 ③子どもの権利の尊重
	3) 健やかな体の育成	日本社会に根差したウェルビーイングの向上 知・徳・体の調和 健康教育・食育・体力向上	知・徳・体の調和のとれた発達 主体的な判断 豊かな学びにつながる環境	食育基本法 スポーツ基本計画 学校保健安全法 第24条：健康に生きる権利 第31条：遊び・休息・文化活動の権利	①体育・身体活動の推進 ②学校保健・健康教育の推進 ③食育の推進
3 誰一人取り残さない 学びの環境づくり	1) 特別支援教育の推進	誰一人取り残されない学び 共生社会の実現 多様な教育ニーズへの対応	多様性の包摂 (Equity) 一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育	障害者権利条約・インクルーシブ教育システム 第2条：差別の禁止 第23条：障害のある子どもの権利 第28条：教育への権利	①「インクルーシブ教育」の推進 ②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進
	2) 様々な課題を抱える子どもへの支援の強化	不登校支援 教育相談体制 貧困対策 多様な背景を持つ子どもへの支援 包摂的教育	不登校傾向 学習困難 家庭環境格差 日本語支援ニーズ 柔軟な教育課程 個に応じた支援 包摂性の高い学び	貧困対策 ヤングケアラー支援 自殺対策 孤独孤立対策 第2条：差別禁止 第3条：子どもの最善の利益 第19条：虐待等からの保護 第24条：健康 第28条：教育への権利	①きめ細かな教育相談の推進 ②長期欠席・不登校児の支援の推進 ③いじめ防止対策の推進 ④子供の貧困対策の推進 ⑤ヤングケアラーへの支援の推進 ⑥日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援 ⑦「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援
4 大人も子どもも共に 学ばまわります	1) 生涯学習・スポーツ活動の活性化	生涯学習社会の実現 地域コミュニティの基盤としての学び ウェルビーイングの向上 学び続ける社会	生涯にわたって主体的に学び続ける	スポーツ基本計画・読書活動推進計画 生涯スポーツ社会、読書活動推進 地域文化活動 第28条：教育への権利 第29条：能力の発達 第31条：遊び・文化活動への権利	①生涯学習活動の活性化 ②読書活動の推進 ③生涯スポーツ活動の活性化
	2) 文化・芸術の振興	文化芸術による豊かな人間性の育成 地域文化資源の継承 地域社会とのつながり	よりよい社会や幸福な人生 感性 多様な他者との	文化芸術基本法・文化財保護政策 第29条：文化的アイデンティティの尊重 第31条：文化芸術活動への参加権	①歴史文化の保存と継承 ②文化・芸術の創造